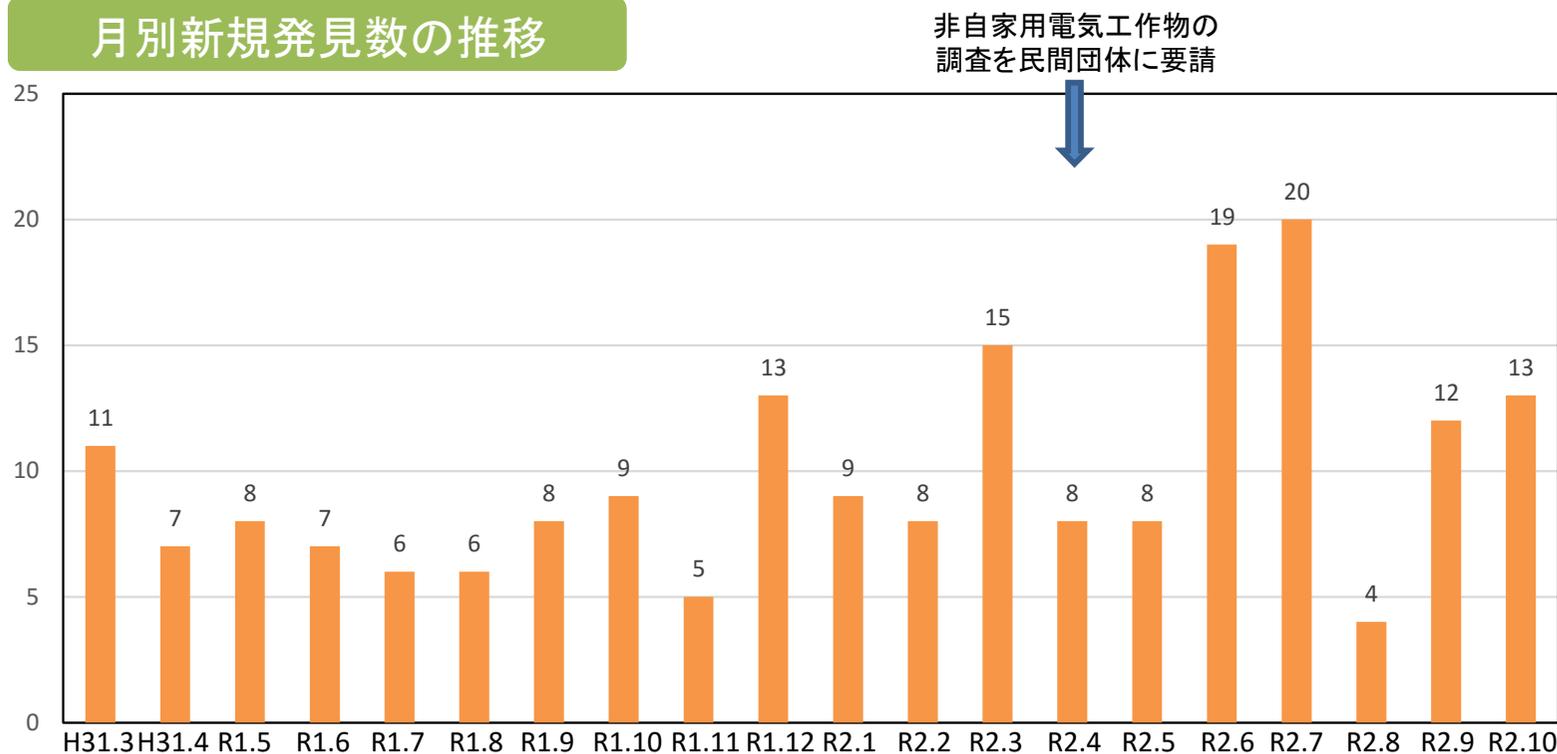


概要

- 北九州事業地域における変圧器・コンデンサー等は、平成16年からの15年間で、約12,000事業者の、変圧器約3,000台、コンデンサー約59,000台の計約62,000台を処理し、平成31年3月に計画通り処理を完了。
- 一方、JESCO北九州PCB処理事業所の受入終了後に新たに発見されたため、保管事業者において保管を継続している案件が196件存在する(令和2年10月末現在)。

月別新規発見数の推移



種類別

変圧器	0件
コンデンサー(自家用)	116件
コンデンサー(非自家用)	69件
PCB油(試薬等)	11件

事業者別

公共	29件
民間	167件

- 今後期限を迎える他地域において、事業終了後に新規発見される事例が生じることのないよう、事業終了後からこれまでに発見されたコンデンサー等の期限後発見の要因分析等を実施。

## ①期限内に見つからなかった理由

- 事業終了後に発見された案件(計196件)について、処分期間内に見つからなかった主な理由は、事業者の見落とし(約38%)、非高圧受電者であることによる掘り起こし調査票の未送付(約17%)、平成25年以前に高圧受電を廃止済み(約13%)等による。

期限内に見つからなかった理由	件数
① 保管事業者の見落とし	74件
② 非高圧受電者の所有物のため、掘り起こし調査依票を未送付	35件
③ H25年以前に高圧廃止済のため、掘り起こし調査依票を未送付	26件
④ 自治体自ら保管の見落とし	20件
⑤ 電気主任技術者の見落とし等	17件
・ 既に特措法届が出ていたため、掘り起こし調査依票を未送付	9件
・ 銘板の張替	8件
・ 電気主任技術者を未専任	4件
・ 掘り起こし調査依票が未達	2件
・ 製造メーカーが高濃度ではないと回答	1件
合計	196件

## ②自家用コンデンサー(期限後に発見された理由)

- 自家用コンデンサーが事業終了後に発見された主な理由は、機器更新や建物解体または大掃除等の際の発見、安定器の掘り起こし調査時の発見、電気主任技術者の交代等による。
- 今後期限を迎えるエリアにおいては、各事業所の中に該当する機器がないか隅々まで探す必要性があることを、事業者に対して十分に周知することが重要。

自家用コンデンサーの発見理由	件数
① 機器の更新・廃棄・解体等で発見	21件
② 安定器掘り起こしで発見	20件
③ 建物・解体・リフォーム等で発見	19件
④ 大掃除、倉庫・空家等の整理等で発見	17件
⑤ 電気主任技術者の(再)調査・交代・新任等で発見	15件
・ 機器の点検等で偶然発見	9件
・ 低濃度機器掘り起こしで発見	7件
・ 不動産売買で発見	4件
・ 行政の立入検査で発見	2件
・ TVCM・新聞広告	1件
計	116件

## ②自家用コンデンサー(掘り起こし調査との関係)

- 事業終了後に発見された自家用機器(計116件)について、処分期間前に実施していた掘り起こし調査との関係にあたっては、調査の際に「無し」と回答した事業者から54件が発見。また、調査票未送付の事業者から45件が発見。
- 発見された自家用機器計116件中、P協データに掲載のある事業者は46件(約40%)であり、期限内の全量把握に向けてP協データの積極的な活用が有用。

### 事業終了後発見の自家用機器 掘り起こし調査の結果

「無し」回答	54件
調査票未送付	45件
未回答※1	7件
自治体から発見	6件
未達	2件
「有り」回答※2	1件
「不明」回答※1	1件
計	116件

### アンケート未送付となった理由

H25年以前に高圧廃止済	25
非高圧受電者※	10
管理状況届出済者	5
電気主任技術者未専任	3
その他	2
計	45

※主に電気工事店(顧客から引き取った機器)。

### ③非自家用コンデンサー（期限後に発見された理由）

- 非自家用コンデンサーの主な発見理由は、自家用と同様に機器更新や建物解体または大掃除等の際の発見、安定器の掘り起こし調査時の発見等による。
- 今後期限を迎えるエリアにおいては、事業者に対する十分な周知に加え、安定器の掘り起こし調査等も速やかに行うことが必要。

非自家用コンデンサーの発見理由	件数
① 通知等により再調査	18件
② 安定器や低濃度PCB機器の掘り起こし調査時に発見	17件
③ 大掃除、倉庫・空家等の整理等で発見	8件
④ 機器の更新・廃棄・解体等で発見	7件
⑤ 建物建築・解体・リフォーム等で発見	7件
・ 機器の点検等で偶然発見	5件
・ 非自家用機器掘り起こしで発見	4件
・ 電気主任技術者の(再)調査・交代・新任等で発見	1件
・ 行政の立入検査で発見	1件
・ TVCM・新聞広告	1件
計	69件

コンデンサー用途	件数
溶接機	30
ポンプ	12
X線	6
制御盤内	5
接地補償	2
車両	1
その他機器	4
用途不明	9
計	69

#### ④PCB油・試薬等(期限後に発見された理由)

- PCB油(試薬等)が事業終了後に発見された主な理由は、倉庫等の大掃除の際の発見、試薬の整理等の際の発見による。
- これまでに発見されたものは公共機関で数多く発見されている(11件中7件)。各自治体における機関において保管されていないか、あらためての確認が必要。

#### 油(試薬等)の発見理由

試薬の整理で発見	5
大掃除、倉庫・空家等の整理等で発見	4
安定器掘り起こしで発見	1
非自家用機器掘り起こしで発見	1
計	11

#### 発見された機関

公共機関	7
民間事業者	4
計	11

## ● 自家用機器（コンデンサー等）

- ・建物の解体や倉庫の大掃除等で発見された例が全体の約半分を占めており、PCBを保管している場所以外も古い建物や倉庫を念のため確認することが重要。
- ・掘り起こし調査で「なし」や「未回答」の事業所からも多数発見。処分期間内にあらためて、変圧器・コンデンサーが発見されていない事業者に対して再度の確認を要請することが重要。
- ・電気主任技術者の見落としも多数あることから、経済産業省と連携し電気主任技術者に対して教訓を周知するほか、経済産業省作成のチェックリストを活用した掘り起こし調査実施を要請。
- ・期限後に発見された自家用機器の約4割はP協データに掲載。P協データに掲載されているが掘り起こし調査未実施の事業者を対象に掘り起こし調査を実施することが効果的。
- ・電気工事店が顧客の機器を引き取って保管しているケースも多く、電気工事店等への周知も重要。
- ・電気主任技術者が未専任である事業者から発見された例があり、該当事業者へ掘り起こし調査を実施することが効果的。

### ●非自家用機器

- ・掘り起こしアンケートの対象とはなっていない。令和2年4月に関係省庁を通じて、事業者  
に非自家用電気工作物のPCB含有の確認を依頼したところ、低圧の機器でもPCBを含有する機  
器が保管されていることが判明。
  - ⇒ 引き続き、環境省から関係省庁を通じて、非自家用電気工作物についても掘り起こしを呼  
びかける。
  - ⇒ 特定の機器(溶接機、ポンプ及びX線等)を持っている可能性の高い事業者へ掘り起こし  
調査を呼びかける。
  - ⇒ 環境省から自治体に対して、非自家用電気工作物についても対象とした掘り起こし調査  
を要請する。

### ●油(試薬等)

- ・事業者が保管していることを失念している場合が多い。
  - ⇒ PCB油が保管されている可能性のある事業者をリストアップし、現場確認等により、忘れ  
去られた試薬等を探してもらうことが効果的。
- ・公共から多く出ている。
  - ⇒ 発見事例を自治体等を通じて周知し、掘り起こし調査を要請する。

高濃度PCB廃棄物の確実な処理に向け、北九州事業エリアでの新規発見事例を教訓とし、北海道・東京・豊田・大阪事業地域では着実な掘り起こし調査を実施することが必要。